

令和元年 9月13日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和元年9月13日(金)午後 2時30分開議

日程第 1 認定第 1号 平成30年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成30年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 平成30年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳出決算認定について

認定第 4号 平成30年度東庄町食肉センター特別会計歳出決算認定について

認定第 5号 平成30年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳出決算認定について

認定第 6号 平成30年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成30年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

認定第 8号 平成30年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について
審査報告(予算決算常任委員会委員長)

日程第 2 請願第 3号 建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願
審査報告(文教福祉常任委員会委員長)

日程第 3 意見書案第6号 建設従業者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書について

日程第 4 意見書案第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

- 1 番 桜 井 莊 一 君
 2 番 土 屋 光 正 君
 3 番 宮 澤 健 君
 4 番 佐久間 義 房 君
 5 番 板 寺 正 範 君
 6 番 花 香 孝 彦 君
 7 番 大 網 正 敏 君
 8 番 高 木 武 男 君
 9 番 鈴 木 正 昭 君
 10 番 山 崎 ひろみ 君
 11 番 土 屋 進 君
 12 番 宮 崎 正 吾 君
 13 番 鎌 形 寿 一 君
 14 番 城之内 一 男 君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町 長 岩 田 利 雄 君
 副 町 長 金 島 正 好 君
 監 査 委 員 平 山 茂 君
 総 務 課 長 向 後 喜一朗 君
 町 民 課 長 伊 藤 雅 晃 君
 まちづくり課長 林 栄 壽 君
 健 康 福 祉 課 長 海 上 孝 君
 会 計 管 理 者 飯 嶋 実知子 君
 病 院 事 務 長 寺 嶋 利 和 君
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 土 屋 富 士 雄 君
 教 育 長 五 十 嵐 正 憲 君
 教 育 課 長 多 田 克 己 君
 生 涯 学 習 担 当 課 長 林 寛 君

出席事務局員（3名）

| | | |
|-----|---|-------|
| 事務局 | 長 | 笹本忠男 |
| 次 | 長 | 石毛美恵子 |
| 主 | 査 | 岩瀬知博 |

(午後 2時30分 開議)

議長(城之内一男君)

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ち、報告します。本日、議員発議による意見書案2件を受理しました。

以上で報告を終わります。

これから議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、認定第1号、平成30年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、平成30年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてまで、以上、8会計決算認定等を一括議題とします。

本案については、予算決算常任委員会に審査の付託をしてあります。

従って、委員長より審査の経過と結果について、報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、板寺正範君。

5番(板寺正範君)

予算決算常任委員会審査報告を申し上げます。

予算決算常任委員会に付託されました、認定第1号、平成30年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、平成30年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、平成30年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、平成30年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、平成30年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、平成30年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、平成30年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、認定第8号、平成30年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について、以上、8会計の決算について、去る9月5日及び6日には認定第1号、平成30年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてを、9日には認定第2号、平成30年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、平成30年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてまでの7会計について、委員会を開催し、副町長、病院長、担当課長、事務長などの出席を得て、慎重に審査を行いました。その審査

の経過と結果について、ご報告いたします。

審査にあたりましては、執行部より内容の説明があり、その後、質疑が行われました。本予算決算常任委員会は議長を除く議員13名で構成する委員会であり、議長にも出席をいただいておりますので、内容については省略させていただき、採決の結果を報告させていただきます。

認定第1号から認定第6号まで、及び認定第8号につきまして採決した結果、当委員会としては、出席委員賛成全員により、決算書のとおり認定すべきものとすることに決定しました。

また、認定第7号につきましては、採決した結果、当委員会としては出席委員賛成全員により、決算書のとおり可決及び認定すべきものとすることに決定しました。

以上で、予算決算常任委員会の審査報告を終わります。

議長（城之内一男君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに起立によって行います。

初めに、認定第1号、平成30年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（城之内一男君）

起立全員です。

従って、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成30年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(城之内一男君)

起立全員です。

従って、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成30年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(城之内一男君)

起立全員です。

従って、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成30年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(城之内一男君)

起立全員です。

従って、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成30年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(城之内一男君)

起立全員です。

従って、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成30年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(城之内一男君)

起立全員です。

従って、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成30年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(城之内一男君)

起立全員です。

従って、認定第7号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成30年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(城之内一男君)

起立全員です。

従って、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第2、請願第3号、建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書採択に関する請願を議題とします。

この請願は、文教福祉常任委員会に審査の付託をしてあります。従って、委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

文教福祉常任委員長、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

それでは、文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました請願第3号、建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願については、去る9月10日に副町長及び健康福祉課課長、ならびに紹介議員である花香議員の出席を受けて、委員会を開催し慎重に審査を行いました。

その審査の経過と結果について、ご報告いたします。

請願第3号についての審査における意見等を要約して申し上げます。

意見として、現在、アスベスト被害による補償を求めている方々は多数いるが、裁判では時間も費用もかかるため、補償と救済が受けられる制度の創設に賛成する。

欧米においては、早い時期に使用を禁止した。使用を取りやめるのがおそい日本においては、被害者のピークが2030年頃に訪れる。については、国の建設基準法において使用を認めた資材が原因のアスベスト被害者救済を求めることに同意する。

以上のような意見等があり、請願第3号、建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願について採決した結果、当委員会においては賛成多数により、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、文教福祉常任委員会の審査報告を終わります。

議長（城之内一男君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

請願第3号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第3、意見書案第6号、建設従業者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書について、及び日程第4、意見書案第7号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

ここで、お諮りします。

意見書案第6号及び意見書案第7号については、会議規則第38条第1項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第6号及び意見書案第7号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、意見書案第6号、建設従業者のアスベスト問題の早期救済・解決を求める意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書2件については、議長においてしかるべく取り計らいますので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、東庄町議会9月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

今定例会には、執行部より議案8件及び認定8件を提案させていただきました。議員各位には、慎重なるご審議を賜り、全ての案件を原案のとおり可決、認定をいただきました。まことにありがとうございました。

また、本日をもちまして、第16代東庄町議会議員として最後の定例会が、つつがなく終了するわけでございます。重責を果たされました皆様方の労務に対しまして、心より敬意を表しますと共に、これまで頂戴をいたしましたご厚情に厚く御礼を申し上げます。

この4年間を顧みますと、町は議員各位のご理解とご協力により、様々な施策を進めることが出来ました。例を挙げますと、平成29年度には過疎地域に指定をされました。が、「過疎地域自立促進計画」を策定し、過疎対策事業債等を有効に活用することにより、既存事業の拡大、新規事業の実施をすることが出来たわけであります。

特に、教育の分野では、幼稚園の統合や小学校の統合に向けた庁舎の大規模改修、給食センターの建設と、教育環境の整備・充実に向けた施策を展開することが出来ました。

また、国に先駆けて実施をいたしました、幼児教育・保育の無償化や給食費の無償化等は、子育てサービスの充実につながっていることと思います。

こうした成果は、まさに議員各位のご理解、ご協力の賜物であり、改めて感謝を申し上げる次第であります。引き続き、議会の協力をいただきながら、鋭意まちづくりに努力してまいり所存でございます。今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健康と更なるご活躍を心からご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

9月定例会閉会にあたり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る3日より本日までの11日間の会期中でした。平成30年度一般会計決算及び特別会計決算、企業会計決算等を含め、多くの議案が全て議することが出来ました。

また、会期中に発生した、台風被害及び停電等の大変厳しい中で、議員各位、執行部の皆さんにはご協力をいただきました。ありがとうございました。

私どもの任期も残りわずかとなりました。議長を務めさせていただいた中ですが、もとより未熟の身ですので至らないところもあったと思います。議員各位、執行部の皆様のご支援、ご協力に改めて感謝を申し上げます。

議員各位には、選挙も控えております。健康に留意してご健闘をお祈りいたします。町政においても、多くの課題がまだまだ残されております。今後とも行政の現況と課題を十分に把握し、町民福祉の向上と町政の発展のために、日々精一杯努力してまいりたいと思います。

皆さんも、秋の気配を感じてまいりましたが、どうか健康に十分気をつけ、町政の発展、議会の活性化のために今後とも益々のご活躍をご祈念申し上げます。

以上、簡単ですが閉会にあたり、議長の挨拶といたします。大変ご苦労さまでした。

以上で令和元年9月東庄町議会定例会を閉会します。

(午後 3時00分 閉会)